

3 監 査 第 9 4 号
令 和 3 年 8 月 2 5 日

請求人

安 田 慶 二 郎 様

愛知県監査委員 前 田 貢

同 川 上 明 彦

同 山 内 和 雄

同 原 よしのぶ

同 渡 辺 昇

地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求について
(通知)

令和3年8月6日付けで提出のありました地方自治法（昭和22年法律第67号）
第242条第1項の規定に基づく住民監査請求（以下「本件住民監査請求」とい
う。）については、別紙の理由により却下します。

別紙 本件住民監査請求を却下する理由

第1 請求の内容

本件住民監査請求については、請求人から令和3年8月6日付けで提出された愛知県職員措置請求書及び事実証明書並びに同月10日付けで提出された事実証明書により、請求の内容は、次のとおりと認めた。

1 請求の対象となる職員又は機関

愛知県知事

2 請求の対象となる財務会計行為

令和3年度5月補正予算に係るワクチン大規模集団接種会場運営費及びワクチン接種事業費並びに令和3年度6月補正予算に係るワクチン大規模集団接種会場運営費及び高齢福祉施設等ワクチン接種加速化支援事業費に関する支出

3 当該行為が違法・不当である理由

現在使われている新型コロナワクチンは治験中であり、A株式会社の書類には重要な潜在的リスクとして、ワクチンを接種した者がSARS-CoV-2にかかった場合に重症化する可能性があるとの記載もあり、税金を使って県民に治験をするのは違法・不当である。

4 請求する措置

現在使われている新型コロナワクチンは治験薬であり、安全性、有効性が確立されていないので、安全性、有効性が確立されるまで、当該ワクチンに係る支出はやめるべき。

第2 要件審査

本件住民監査請求が地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条の要件に適合しているかについて審査を行ったが、その結果は、次のとおりである。

法第242条第1項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の住民が、当該普通地方公共団体の機関又は職員の財務会計上の行為について、違法又は不当である旨を指摘することをその要件としている。

この点、請求人の主張は、上記第1の3及び4のとおりであるが、これは、新型コロナワクチンが治験薬であることを前提として、その安全性、有効性について自らの見解を述べているにとどまることから、違法又は不当である旨の指摘として失当であり、その余を審査するまでもない。

第3 結論

よって、本件住民監査請求は、法第 242 条の要件を欠いているので、不適法であり、これを却下する。